

【登記簿の使い方（火災保険編）】

火災保険に加入する際に、H 構造（非耐火建築物）、T 構造（耐火建築物）などで保険料率が変わります。

その保険の目的物である住宅が何構造なのか？

面積はどれくらいなのか？を確認するために使います。

鉄筋コンクリート造なのに木造建築で契約をされていて、保険料が高く設定されている事もあるそうですので、自身のクライアントさんの契約がどのようなになっているのかを確認してみてください。

建物の火災保険においては、まず、「物件所在地」、「構造」、「面積」、「建築年月」などの情報が必要となります。

これらの情報を確認するための書類としては「建築確認済証」、「建物登記簿謄本」などがあります。

地震保険の見積りに必要な情報は、割引に関するものが中心となっています。

割引にはいくつか種類がありますが、全ての割引の適用に確認資料の提出が必須です。

代表的な割引である「建築年割引(昭和 56 年 6 月 1 日以降建築の建物に適用)」の適用には、「建築確認済証（写）」や「建物登記簿謄本（写）」などを加入時に提出します。

登記簿には築年数、構造の種類、所有者など明確に記載されておりますので火災保険加入時のみでなく、様々な案件で重宝しますので一度取得されてみてください。